

（次項において「地域相談支援給付決定」という。）又は第五十一条の九第二項に規定する地域相談支援給付決定の変更の決定（次項において「支給決定の変更の決定」という。）、第五十二条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定（次項において「地域相談支援給付決定等」と総称する。）が行われた後に、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他（次項において「関係者」という。）との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該支給決定等に係る障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容（これを担当する者の他の者（次項において「サービス等利用計画」という。）を作成することをいう。

この法律において「継続サービス利用支援」とは、第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者若しくは障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）又は第五十一条の五第一項の規定により地域相談支援給付決定を受けた障害者（以下「地域相談支援給付決定障害者」という。）が、第二十三条に規定する支給決定の有効期間又は第五十一条の八に規定する地域相談支援給付決定の有効期間内において継続して障害福祉サービス又は地域相談支援を利用することができるよう、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者等の利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下同じ。）が適切であるかどうかにつき、主務省令で定める期間ごとに、当該支給決定障害者等の障害福祉サービス又は当該地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

一 サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行ふこと。

二 新たな支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は支給決定の変更の決定若しくは地域相談支援給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該支給決定等に係る障害者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であつて政令で定めるものである。

この法律において「補装具」とは、障害者の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の主務省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の主務大臣が定めるものをいう。

この法律において「移動支援事業」とは、障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業をいう。

この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の主務省令で定める便宜を供与する施設をいう。

この法律において「福祉ホーム」とは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。

第二章 自立支援給付

第一節 通則

(自立支援給付)

第六条 自立支援給付は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給とする。

(他の法令による給付等との調整)

第七条 自立支援給付は、当該障害の状態につけ、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による介護給付、健康保険法(大正十二年法律第七十号)の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付又は事業であつて政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するもの

（不正利得の徴収）

第八条 市町村（政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村等は、第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十五条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、第五十一条の十七第七項第一号に規定する指定特定相談支援事業者又は第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（以下この項において「事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（報告等）

第九条 市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者はこれらの人であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯しなし、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十条 市町村等は、自立支援給付に関する必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係

る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対するし、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（主務大臣又は都道府県知事の自立支援給付対象サービス等に関する調査等）

2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 第九条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。
（指定事務受託法人）

第十一條の二 市町村及び都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて主務省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下「指定事務受託法人」という。）に委託することができる。

一 第九条第一項、第十条第一項並びに前条第三項及び第二項に規定する事務（これらの規定による命令及び質問の対象となる者並びに立入検査の対象となる事業所及び施設の選定

に係るもの並びに当該命令及び当該立入検査を除く。)

二 その他主務省令で定める事務 (前号括弧書に規定するものを除く。)

指定期務受託法人の役員若しくは職員又はこれらに職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

三 指定期務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法(明治十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

四 市町村又は都道府県は、第一項の規定により事務を委託したときは、主務省令で定めることにより、その旨を公示しなければならない。

五 第九条第二項の規定は、第一項の規定により委託を受けて行う同条第一項、第十条第一項並びに前条第一項及び第二項の規定による質問について準用する。

六 前各項に定めるもののほか、指定定期務受託法人に關し必要な事項は、政令で定める。

(資料の提供等)

第十二条 市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。(受給権の保護)

第十三条 租税その他の公課は、自立支援給付とし、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(租税その他の公課の禁止)

第十四条 租税その他の公課は、自立支援給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費の支給

(市町村審査会)

第十五条 第二十六条第二項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に第十九条第一項

に規定する介護給付費等の支給に関する審査会(以下「市町村審査会」という。)を置く。

(委員)

第十六条 市町村審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める数とする。

委員は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が任命する。

(共同設置の支援)

第十七条 都道府県は、市町村審査会について地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

2 都道府県は、市町村審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるよう必要的な技術的な助言その他の援助をすることができる。

(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、市町村審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

(介護給付費等の支給決定)

第十九条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けなければならない。

2 支給決定は、障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、障害者又は障害児の保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その障害者又は障害児の保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3 前項の規定にかかるらず、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項の規定により入所措置が採られた障害者支援施設、のぞみの園又は第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設に入所している障害者生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設(以下この項において「救護施設」という。)、同条第三項に規定する更生施設(以下この項に

おいて「更生施設」という。)又は同法第三十一条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設(以下この項において「その他の適当な施設」という。)に入所している障害者、介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設(以下この項及び次項において「介護保険特定施設」という。)に入居し、又は同条第二十五項に規定する介護保険施設(以下この項及び次項において「介護保険施設」という。)に入所している障害者であつた者と百三十三号)第十一条第一項第一号の規定により入所措置が採られて同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム(以下この項において「養護老人ホーム」という。)に入所している障害者及び老人福祉法(昭和三十八年法律第一百三十三号)第十一条第一項第一号の規定により入所する養護老人ホーム(以下この項において「養護老人ホーム」と総称する。)については、その者が障害者支援施設、のぞみの園、第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設、救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設、介護保険特定施設若しくは介護保険施設又は養護老人ホーム(以下「特定施設」という。)への入所又は入居の前に有した居住地(継続して二以上の特定施設に入所又は入居をしている特定施設入所等障害者(以下この項において「継続入所等障害者」という。)については、最初に入所又は入居をした特定施設への入所又は入居の前に有した居住地の市町村が、支給決定を行うものとする。ただし、特定施設への入所又は入居の前に居住地を有しないか、又は明らかでないか、又は障害者等が入所等障害者について、最初に入所又は入居をした特定施設に入所等障害者については、入所又は入居の前に有した居住地の市町村が、支給決定を行うものとする。ただし、特定施設への入所又は入居の前に居住地を有しないか、又は明らかでないか、又は障害者等が入所等障害者について、最初に入所又は入居をした特定施設に入所又は入居の前に有した居住地の市町村が、支給決定を行うものとする。

4 前二項の規定の適用を受けける障害者等が入所する市町村が支給決定を行ふものとする。

5 前二項の規定の適用を受けける障害者等が入所する市町村が支給決定を行ふ市町村に、必要な協力をしなければならない。

(申請)

第二十条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、主務省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。

2 市町村は、前項の申請があつたときは、次条第一項及び第二十二条第一項の規定により障害支援区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行ふため、主務省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他主務省令で定める事項について調査をさせるものとする。

この場合において、市町村は、当該調査を第五十二条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他の主務省令で定める者(以下この項において「指定一般相談支援事業者等」という。)に委託することができる。

3 前項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等は、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして主務省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

4 第二項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等の役員(業務を執行する社

員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第二百九条第一項を除き、以下同じ。若しくは前項の主務省令で定める者又はこれらの職についた者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らして託業者に漏らしてはならない。

（ノンターア若しくは児童相談所（以下「身体障害者更生相談所等」と総称する。）その他主務省令で定める機関の意見を聴くことができる。

3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の主務省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、当該支給要否決定に係る障害者等、その家族医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

4 市町村は、支給要否決定を行うに当たつて必要と認められる場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、第一合には、主務省令で定めるところにより、第一

第十一条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。

5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、三箇旨合意の場合は、同項のトビタニ

主務省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて、主務省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。

6 市町村は、前二項のサービス等利用計画案の提出があつた場合には、第一項の主務省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘査

7 市町村は、支給決定を行う場合には、障害福
祉課にて申請の旨を聞き取った上で、
して支給要否決定を行うものとする。

祉サービスの種類ごとに月を単位として主務省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」とい

う。)を定めなければならない。
8 市町村は、支給決定を行つたときは、当該支

総決定障害者等に対し、主務省令で定めるところにより、支給量その他の主務省令で定める事項を記載した障害福祉サービス受給者証（以下「

「受給者証」という。)を交付しなければならぬ。
い。(支給決定の有効期間)

(支給決定の有効期間)
第二十三条 支給決定は、主務省令で定める期間(以下「支給決定の有効期間」という。)内に限

り、その効力を有する。
(支給決定の変更)

る支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の主務省令で定める事項を変更する必要があるときは、主務省令で定めるところに

より、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。

(都道府県による援助等)

市町村は前項の申請又は職権により、第十二条第一項の主務省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めた場合は、市町村が行う第十九条から第二十二条まで、第二十四条及び前条の規定による業務に關し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的指導を受ける。

れるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定原章害者等に対する受給者正の事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

する場合を含む。第四項において同じ)、第二十二条第二項及び第三項(これらの規定を第二十四条第三項において準用する場合を含む)。

四項において同じ。) 並びに第五十五条の七第二項及び第三項(これらの規定を第五十五条の七第一項に適用するに當り、必要があると認るときは、章

第三項において準用する場合を含む。の規定により市町村審査会が行う業務をいう。以下この条及び第九十五条第二項第一号において同

変更の認定について適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を

行つた場合には、受給者訟に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

第二十五条 支給決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことが
府県審査会について準用する。この場合において、第十六条第二項中「市町村長（特別区の区長）」を含む。（以下同じ。）一例あるのは、「都道府

一 支給決定に係る障害者等が、第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等及び

第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認らること。

二 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間
内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居
るときは、道府県審査会とする。
(政令への委任)

第二十七条 この額に定めるもののほか障害支援区分に関する審査及び判定、支給決定、支給要否決定、受給者証、支給決定の変更の決定並することにより当該市町村以外の市町村の区域を有するに至つたと認めるとき（支給決定に係る障害者が特定施設に入所又は入居を定するに係る障害者が特定施設に入所又は入居を定することにより当該市町村以外の市町村の区域を有するに至つたと認めるとき（支給決定）

域内に居住地を有するに至つたと認めるとき
を除く。)。
第三次 〔集合寸費、寺列〕〔集合寸費、寺列〕
びに支給決定の取消しに関する事項は、政
令で定める。

第三章
支給決定に係る障害者等又は障害児の保護者が、正当な理由なしに第二十条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の

四 満定期による調査に応じないとき。
その他政令で定めるとき。

第二十八条 介護給付費及び特例介護給付費の支給及び特例訓練等給付費の支給

市町村は、主務省令で定めるところにより、当該取消しに係る支給決定障害者等に対し受給証の返還を求めるものとする。

3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

ス事業者等の介護給付費及び訓練等給付費の請求に関する必要な事項は、主務省令で定める。

四 護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の安全の確保及び秘密の保持等に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

10 of 10

指定障害福祉サービス事業者等に支払うべき当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、支給決定障害者等に対し介護給付費又は訓練等給付費の支給があつたものとみなす。

市町村は、指定障害福祉サービス事業者等から介護給付費又は訓練等給付費の請求があつたときは、第三項第一号の主務大臣が定める基準及び第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準（施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」といいう。）に委託することができる。

前各項に定めるもののほか、介護給付費及び訓練等給付費の支給並びに指定障害福祉サービ

イ を受けたとき。

イ 第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所（以下「基準該当事業所」という。）

ロ 第四十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる施設（以下「基準該当施設」という。）

三 その他政令で定めるとき。

二 都道府県が前項第一号及びロの条例を定めに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については主務省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参考するものとする。

一 基準該当障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

二 基準該当障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積

三 基準該当障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であつて、障害者又は障害児の保

二 基準該当障害福祉サービス障害福祉サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用（特定費用を除く。）につき主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額）

前三項に定めるもののほか、特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（介護給付費等の額の特例）

第三十一条 市町村が、災害その他の主務省令で定める特別の事情があることにより、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた支給決定障害者等が受けける介護給付費又は訓練等給付費の支給について第二十九条第三項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「額」とあるのは、「額」の範囲内において市町村が定める額」とする。

前項に規定する支給決定障害者等が受けける特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給について前条第三項の規定を適用する場合においては、同項中「を控除して得た額を基準として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とす

Digitized by srujanika@gmail.com

第四款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

第三十二条及び第三十三条 削除
(特定障害者特別給付費の支給)

第三十二條及第三十三條

(特定障害者特別給付費の支給)

2 前項に定めるもののほか、特例特定障害者特別給付費の支給に關し必要な事項は、主務省令で定める。

いて同じ)、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項の規定により指定を取扱い消され、その取消しの日か

ら起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の

第三十四条 市町村は、施設入所支援、共同生活援助その他の政令で定める障害福祉サービス（以下「二つ項目」と、「特定入所等サービス」）

第五款 指定障害福祉サービス事業者
及び指定障害者支援施設等
(指定障害福祉サービス事業者の指定)
第三十六条 第二十九条第一項の指定障害福祉サ

（いう。）に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して主務省令で定めるもの（以下この項及び次条第一項において「特定障害者」という。）が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設若しくはのぞみの園（以下「指定障害者支援施設

2 レビス事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）ごとに、就労継続支援その他の主務省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第一項における

て当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

行う住居に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から特定定所等サービスを受けたときは、当該特定障害者等に対し、当該指定障害者支援施設等又は共同生活援助を行う住居に於ける食事等の介助を要する。

3 いて「特定障害福祉サービス」という。)に係る第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号(兼幾つも複数の旨を定めたもの)

費用又は居住に要した費用（同項において「特定入所等費用」という。）について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。

において次の各号（病養介護に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

くは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
九 申請者が、第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十

3 て準用する。この場合において必要な技術的措置は、特例規制等の特別な法律によるものとされるべきである。

二 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。
三 申請者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の

（当該検査の結果に基づき第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞決定予定日による検査が行われた日から聴聞決定予定日

付費の請求に關し必要な事項は、主務省令で定めることとする。

四 設備及び運営に関する基準に従つて適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができない」と認められるとき。

申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがない

を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第

対し、当該指定障害者支援施設等若しくは基準該当施設又は共同生活援助を行う住居における特定入所費用について、政令で定めるところにより、特例特定障害者特別給付費を支給することができる。

五 くなるまでの者であるとき。
申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくななるまでの者であるとき。

四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。
二 特定障害者が、基準該当障害福祉サービスを受けたとき。

六 あつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を终わり、又は執行を受けたことがなくなるまでの者であるとき。
申請者が、第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項にお

項又は第五十一条の二十五第一項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除

く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいづれかに該当する者であるとき。

十三 申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第八号から第十号までのいづれかに該当する者であるとき。

都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、主務省令で定める基準に従い定めるものとする。

都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第一項の申請があつた場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域(第八十九条第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。)における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十九条第一項の指定をしないことができる。

関係市町村長は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならぬ。

障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

8 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たつて、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

(指定障害福祉サービス事業者の指定の変更)

第三十七条 指定障害福祉サービス事業者は、第二十九条第一項の指定に係る特定障害福祉サービスの量を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請することができる。

2 前条第三項から第五項までの規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定障害者支援施設の指定)

第三十八条 第二十九条第一項の指定障害者支援施設の指定は、主務省令で定めるところにより、障害者支援施設の設置者の申請により、施設障害福祉サービスの種類及び当該障害者支援施設の入所定員を定めて、行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、当該都道府県における当該申請に係る指定障害者支援施設の入所定員の総数が、第十八条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県の当該指定障害者支援施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとときは、第二十九条第一項の指定をしないことができる。

3 第三十六条第三項及び第四項の規定は、第二十九条第一項の指定障害者支援施設の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定障害者支援施設の指定の変更)

第三十九条 指定障害者支援施設の設置者は、第二十九条第一項の指定に係る施設障害福祉サービスの種類を変更しようとするとき、又は当該指定に係る入所定員を増加しようとするときには、主務省令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十条 削除
(指定の更新)

第四十一条 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定は、六年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によつて、それらの効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までに、その申請に対する処分がされないとときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

4 第三十六条及び第三十八条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(共生型障害福祉サービス事業者の特例)

第四十一条の二 居宅介護、生活介護その他主務省令で定める障害福祉サービスに係るサービス事業所について、児童福祉法第二十二条の五の三第一項の指定(当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて主務省令で定める種類の同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援に係るものに限る。)
又は介護保険法第四十一条第一項本文の指定(当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて主務省令で定める種類の同法第八条第一項に規定する居宅サービスに係るものに限る。)、同法第四十二条の二第一項本文の指定(当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて主務省令で定める種類の同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスに係るものに限る。)、同法第五十三条第一項本文の指定(当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて主務省令で定める種類の同法第八条の二第十二項に規定する一項に規定する介護予防サービスに係るものに限る。)若しくは同法第五十四条の二第一項本文の指定(当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて主務省令で定める種類の同法第八条の二第十二項に規定する

(地域相談支援給付決定の変更)

第五十一条の九 地域相談支援給付決定障害者は、現に受けている地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類、地域相談支援給付量その他の主務省令で定める事項を変更する必要があるときは、主務省令で定めるところにより、市町村に対し、当該地域相談支援給付決定の変更の申請をすることができる。

市町村は、前項の申請又は職権により、第五十一条の七第一項の主務省令で定める事項を勘案し、地域相談支援給付決定障害者につき、必要があると認めるときは、地域相談支援給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。

第三十九条(第一項を除く。)第二十条(第一項を除く。)及び第五十一条の七(第一項を除く。)の規定は、前項の地域相談支援給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

市町村は、第二項の地域相談支援給付決定の変更の決定を行った場合には、地域相談支援受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

(地域相談支援給付決定の取消し)

第五十一条の十 地域相談支援給付決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付決定を取り消すことができる。

一 地域相談支援給付決定に係る障害者が、第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。
二 地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき(地域相談支援給付決定に係る障害者が特定施設に入所又は入居をすることにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき)。
三 地域相談支援給付決定に係る障害者が、正当な理由なしに第五十一条の六第二項及び前条第三項において準用する第二十条第二項の規定による調査に応じないとき。
四 その他政令で定めるとき。

第二项 前項の規定により地域相談支援給付決定の取消を行つた市町村は、主務省令で定めるところにより、当該取消しに係る地域相談支援給付決定の変更の申請をすることができる。

ろにより、当該取消しに係る地域相談支援給付決定障害者に対するものとする。

(都道府県による援助等)

第五十二条の十一 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第五十二条の五から第五十二条の七まで、第五十二条の九及び前条の規定による業務に關し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他の市町村に対する必要な援助を行うものとする。

(政令への委任)

第五十二条の十二 第五十二条の五から前条までに定めるもののほか、地域相談支援給付決定、給付要否決定、地域相談支援受給者証、地域相談支援給付決定の変更の決定及び地域相談支援給付決定の取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

第五十二条の十三 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給は、地域相談支援に關して次条及び第五十二条の十五の規定により支給する給付とする。

(地域相談支援給付費)

第五十二条の十四 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間において、都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行ふ者(以下「指定一般相談支援事業者」という)から当該指定に係る障害者(以下「指定地域相談支援事業者」という)に要した費用について、地域相談支援事業者に支払うことができる。

第五十二条の十五 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、第五十二条の六第一項の申請を受けたときは、主務省令で定めたところにより、当該地域相談支援給付決定障害者に対する支給が、地域相談支援給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域相談支援を受けた場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該指定地域相談支援に要した費用について、地域相談支援受給者証を提示して当該指定地域相談支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

第三项 地域相談支援給付費の額は、指定地域相談支援の種類ごとに指定地域相談支援に通常要する費用につき、主務大臣が定める基準により算定する。

した費用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額)とする。

(計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給)

第五十二条の十六 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給は、計画相談支援に關して次条及び第五十二条の十八の規定により支給する給付とする。

(計画相談支援給付費)

第五十二条の十七 市町村は、次の各号に掲げる者(以下「計画相談支援対象障害者等」といふ。)に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。

一 第二十二条第四項(第二十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は第五十二条の七第四項(第五十二条の九第三項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第五十二条の六第一項若しくは第五十二条の九第一項の申請に係る障害者市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者(以下「指定特定相談支援事業者」という)から当該指定に係るサービス利用支援(次項において「指定サービス利用支援」という)を受けた場合であつて、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。

二 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者指定特定相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援(次項において「指定継続サービス利用支援」という)を受けたとき。

三 第二十二条第四項(第二十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第五十二条の七第四項(第五十二条の九第三項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第五十二条の六第一項若しくは第五十二条の九第一項の申請に係る障害者市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者(以下「指定特定相談支援事業者」という)から当該指定に係るサービス利用支援(次項において「指定サービス利用支援」という)を受けた場合であつて、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。

四 地域相談支援給付費の額は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援(以下「指定計画相談支援」という)に通常要する費用につき、主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額)とする。

第五十二条の十八 計画相談支援対象障害者等が指定特定相談支援事業者に支払うべき當

三 第五十五条の二十三第三項の主務省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

四 第五十五条の二十三第三項に規定する便宜の提供を行つてない場合 当該便宜の提供を行ふこと。

五 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた指定一般相談支援事業者が、正当な理由がなくしてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定相談支援事業者に対する指定期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ぜることができる。

六 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定特定相談支援事業者が、正当な理由がなくしてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定相談支援事業者に対する指定期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ぜること。

六 市町村は、地域相談支援給付費の支給に係る指定地域相談支援を行った指定一般相談支援事業者について、第一項各号に掲げる場合のいづれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る一般相談支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。
(指定の取消し等)

第五十一条の二十九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定一般相談支援事業者に係る第五十一条の十四第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第五号、第五号の二又は第十二号のいづれかに該当するに至つたとき。

二 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の十九第二項(第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む)において準用する第三十六条第八項の規定により付された条件に違反したと認められるとき。

三 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の二十二第三項の規定に違反したと認められるとき。

四 指定一般相談支援事業者が、当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第五十一条の二十三第二項の主務省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。

五 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の二十三第二項の主務省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定地域相談支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

六 地域相談支援給付費の請求に關し不正があつたとき。

七 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の二十七第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられれてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、き。

八 指定一般相談支援事業者又は當該指定に係る一般相談支援事業所の従業者が、第五十一条の二十七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、き。

又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定一般相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたとを除く。

九 指定一般相談支援事業者が、不正の手段により第五十一条の十四第一項の指定を受けたとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定一般相談支援事業者が、地域相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定一般相談支援事業者の役員又はその一般相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に地域相談支援に関する不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定特定相談支援事業者に係る第五十一条の十七第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第五号、第五号の二又は第十二号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十二第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定特定相談支援事業者が、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第五十一条の二十一第一項の主務省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

四 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十四第二項の主務省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定計画相談支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

第二 第十九条第一項の規定は市町村等が行う支給認定について、同条第三項から第五項までの規定は市町村が行う支給認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(申請)

第五十三条 支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、主務省令で定めるところにより、市町村等に申請をしなければならない。

2 前項の申請は、都道府県が支給認定を行う場合には、政令で定めるところにより、当該障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村(障害者又は障害児の保護者が居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その障害者又は障害児の保護者の現在地の市町村)を経由して行うことができる。(支給認定等)

第五十四条 市町村等は、前条第一項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、主務省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行ふものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち主務省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第二百十号)の規定により受けることができるときは、この限りでない。

2 市町村等は、支給認定をしたとき、主務省令で定めるところにより、都道府県知事が指定する医療機関(以下「指定自立支援医療機関」という。)の中から、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受けるものを定めるものとする。

3 市町村等は、支給認定をしたときは、支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「支給認定障害者等」という。)に対し、主務省令で定めるところにより、次条に規定する支給認定の有効期間、前項の規定により定められた指定自立支援医療機関の名称その他の主務省令で定める事項を記載した自立支援医療受給者証(以下「医療受給者証」という。)を交付しなければならない。

(支給認定の変更)

第五十五条 支給認定は、主務省令で定める期間により定められた指定自立支援医療機関その他の主務省令で定める事項について変更の必要があるときは、主務省令で定めるところにより、市町村等に対し、支給認定の変更の申請をすることができる。

2 市町村等は、前項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の主務省令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行ふことができる。この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対する医療受給者証の提出を求めるものとする。

3 第十九条第二項の規定は市町村等が行う前項の支給認定の変更の認定について、同条第三項から第五項までの規定は市町村が行う前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村等は、第二項の支給認定の変更の認定を行つた場合には、医療受給者証に当該認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

(支給認定の取消し)

第五十七条 支給認定を行つた市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。

一 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき。

二 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に居住地を有するに至つたと認めるとき(支給認定に係る障害者が特定施設に入所又は入居することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるときを除く)。

三 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第九条第一項の規定による命令に応じないと。

四 その他政令で定めるとき。

(支給認定の有効期間)

第五十八条 支給認定障害者等は、現に受けている支給認定に係る第五十四条第二項の規定により定められた指定自立支援医療機関その他の主務省令で定める事項について変更の必要があるときは、主務省令で定めた費用について、自立支援医療費を支給する。

2 指定自立支援医療を受けようとする支給認定障害者等は、主務省令で定めるところにより、当該指定自立支援医療機関に医療受給者証を提示して当該指定自立支援医療を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由の場合は、この限りでない。

3 第十九条第二項の規定は市町村等が行う前項の支給認定の変更の認定について、同条第三項から第五項までの規定は市町村が行う前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村等は、第一号に掲げる額(当該指定自立支援医療に食事療養に掲げる額の合算額、当該指定自立支援医療に生活療養(健康保険法第六十二条第一項第一号に規定する食事療養をいう。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該指定自立支援医療に生活療養(同条第二項第一号に規定する生活療養をいう。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該額及び第三号に掲げる額の合算額)とす。

5 前項の規定による支払があつたときは、支給認定障害者等に対し自立支援医療費の支給があつたものとみなす。

(指定自立支援医療機関の指定)

第五十九条 第五十四条第二項の規定は、主務省令で定めるところにより、病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるもの)又は薬局の開設者の申請により、同条第一項の主務省令で定める自立支援医療の種類ごとに行う。

6 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定自立支援医療機関の指定をしないことができる。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は主務省令で定める事業所若しくは施設でないとき。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定自立支援医療機関の指定をしないことができる。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は主務省令で定める事業所若しくは施設でないとき。

2 当該指定自立支援医療(食事療養に限る。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額、支給認定障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して主務大臣が定める額を控除した額。

3 申請者が、第六十七条第三項の規定による命令に従わないものであるとき。

4 前三号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定自立支援医療機関

療費等の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会 国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。
市町村等は、公費負担医療機関に対する自立支援医療費等の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、連合会その他主務省令で定める者に委託することができる。
前各項に定めるもののほか、自立支援医療費等の請求に関し必要な事項は、主務省令で定めること。
（都道府県による援助等）
第一項の規定による自立支援医療費等の額の決定については、審査請求をすることができない。

第七十四条 市町村は、支給認定又は自立支援医療費を支給しない旨の認定を行うに当たつて必要があると認めるときは、主務省令で定めるとこ
省令で定める機関の意見を聴くことができる。
2 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行うこの節の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。
（政令への委任）
第七十五条 この節に定めるもののほか、支給認定、医療受給者証、支給認定の変更の認定及び支給認定の取消しその他自立支援医療費等に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節 補装具費の支給
市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があつた場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者が補装具の購入、借受け又は修理（以下この条及び次条において「購入等」という。）を必要とする者であると認めるとき（補装具の借用にあつては、補装具の借用によることが適当である場合として主務省令で定める場合に限る。）は、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する者等）という。）に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。
一 支給決定障害者等
二 六十五歳に達する前に長期間にわたり障害福祉サービス（介護保険法第二十四条第二項

三 市町村は、補装具費の支給に当たつて必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見を聴くことができる。
4 市町村は、補装具費の額は、一月につき、同一の月に購入等をした補装具について、補装具の購入等に通常要する費用の額を勘案して主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入等に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入等に要した費用の額を基準とする）。
5 前各項に定めるもののほか、自立支援医療費等の請求に関し必要な事項は、主務省令で定めること。
（都道府県による援助等）
6 第一項の規定による自立支援医療費等の額の決定については、審査請求をすることができない。

第七十六条 市町村は、補装具費の支給に当たつて必要があると認めるときは、主務省令で定めるとこ
省令で定める機関の意見を聴くことができる。
2 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行うこの節の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所その他主務省令で定めるとこ
ころにより、身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見を聴くことができる。
3 市町村は、補装具費の支給に当たつて必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見を聴くことができる。

4 第十九条第二項から第五項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
5 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。
6 第一項の規定により主務大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。
（第六節 高額障害福祉サービス等給付費の支給）
第七十七条 市町村は、次に掲げる者が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入等に要した費用の合計額（それぞれ主務大臣が定めた基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用につき支給された介護給付費等及び同法第二十条に規定する介護給付等のうち政令で定めるもの並びに補装具費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該者に対し、高額額）の合計額を限度とする。）から当該費用を受けた後、主務省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。
2 都道府県知事は、前項の規定による公表を行なわない場合は、

3 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、主務省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。
4 市町村の地域生活支援事業により、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行なう理
5 市町村は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行なう理
6 都道府県は、前項の規定による公表を行なうため必要があると認めるときは、第一項の規定による報告が真正であることを確認するのに必要な限度において、当該報告をした対象事業者に対し、当該報告の内容について、調査を行なうことができる。

第七十八条 市町村は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行なう理
一 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に關する理解を深めるための研修及び啓発を行なう事業
二 障害者等、障害者等の家族、地域住民等が自立した日

常生活及び社会生活を営むことができるよう

にするための活動に対する支援を行う事業

三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用する、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等に対する虐待の防止及び助言その他の主務省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のため必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）

四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち主務省令で定める費用を支給する事業

五 障害者に係る民法（明治二十九年法律第十九号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために研修を行う事業

六 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他の主務省令で定める方法により当該障害者等との他の者の意思疎通を支援すること）を行なう者（派遣、日常生活上の便宜を図るために用具であつて主務大臣が定めるものの給付又は貸与その他の主務省令で定める便宜を供与する事業者を養成する事業

七 意思疎通支援を行う者を養成する事業

八 移動支援事業

九 他の主務省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の主務省令で定める便宜を供与する事業

都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。

2

三 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、日常生活又は社会生活を営むことができるよう

地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下この項において「地域生活障害者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう努める

一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は

当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地

域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援す

るための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第一項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業

二 関係機関と協力して、地域生活障害者等に

対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供するとともに、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業

三 前二号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業

四 市町村は、前項各号に掲げる事業の効果的実施するための実施拠点等（これら事業を実施するために必要な機能を有する拠点又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれら事業を実施する体制をいう。）を整備するものとする。

五 市町村は、第一項各号及び第三項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者による事業のほか、現に住居を求めている障害者に

3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、日常生活又は社会生活を営むことができるよう

地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下この項において「地域生活障害者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう努める

一 日常生活又は社会生活を営むことができるよう

に於けるため、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。

二 一障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は

当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地

域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援す

るための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第一項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業

三 地域における相談支援又は児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業に從事する者に対し、これらの者が行う一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業又は同項に規定する障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務

四 第八十九条の三第一項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務

五 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。

六 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の主務省令で定める者に対し、第一項各号の事業及び業務の実施を委託することができる。

七 都道府県は、前二項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を行なう者又はこれらの者に対し必要な指導を行なう者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことにより、あらかじめ、主務省令で定める事項を市町村長に届け出て、基幹相談支援センターを設置することができる。

八 第四章 事業及び施設

（事業の開始等）

第七十九条 都道府県は、次に掲げる事業を行うことができる。

一 障害福祉サービス事業

二 一般相談支援事業及び特定相談支援事業

三 移動支援事業

四 地域活動支援センターを経営する事業

五 福祉ホームを経営する事業

6 第三項の規定により委託を受けて第一項各号の事業及び業務を実施するため基幹相談支援センターを設置する者との連携に努めなければならない。

7 都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、市町村の区域を超えた広域的な見地からのその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8 つき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用して日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

9 （基幹相談支援センター）

第七十七条の二 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うこととする。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる事業

二 身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務

三 地域における相談支援又は児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業に從事する者に対し、これらの者が行う一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業又は同項に規定する障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務

四 第八十九条の三第一項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務

五 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。

六 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の主務省令で定める者に対し、第一項各号の事業及び業務の実施を委託することができる。

七 都道府県は、前二項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を行なう者又はこれらの者に対し必要な指導を行なう者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことにより、あらかじめ、主務省令で定める事項を市町村長に届け出て、基幹相談支援センターを設置することができる。

8 第四章 事業及び施設

（事業の開始等）

第七十九条 都道府県は、次に掲げる事業を行うことができる。

一 障害福祉サービス事業

二 一般相談支援事業及び特定相談支援事業

三 移動支援事業

四 地域活動支援センターを経営する事業

五 福祉ホームを経営する事業

6 第三項の規定により委託を受けて第一項各号の事業及び業務を実施するため基幹相談支援センターを設置する者との連携に努めなければならない。

7 都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、市町村の区域を超えた広域的な見地からのその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8 つき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用して日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

9 （基幹相談支援センター）

第七十七条の二 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うこととする。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる事業

二 身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務

三 地域における相談支援又は児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業に從事する者に対し、これらの者が行う一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業又は同項に規定する障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務

四 第八十九条の三第一項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務

五 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。

六 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の主務省令で定める者に対し、第一項各号の事業及び業務の実施を委託することができる。

七 都道府県は、前二項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を行なう者又はこれらの者に対し必要な指導を行なう者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことにより、あらかじめ、主務省令で定める事項を市町村長に届け出て、基幹相談支援センターを設置することができる。

から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 府県知事に届け出なければならない。第一項各号に掲げる事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、主務省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
 (障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの基準)

第八十条 都道府県は、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。以下この条及び第八十二条第二項において同じ。）、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については、主務省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については主務省令で定める基準を定めるものとし、その他事項については主務省令で定める基準を参考するものとする。

1 障害福祉サービス事業に従事する従業者及びその員数並びに地域活動支援センター及び福祉ホームに配置する従業者及びその員数

2 障害福祉サービス事業に係る居室及び病室の床面積並びに福祉ホームに係る居室の床面積

3 障害福祉サービス事業の運営に関する事項であつて、障害者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして主務省令で定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を定めるものとする。

4 障害福祉サービス事業を行つて、その運営に密接に関連するものとして主務省令で定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を定めるものとする。

(報告の微収等)

第八十一条 都道府県知事は、障害者等の福祉のために必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業若しくは移動支援事業を行う者若しくは地域活動支援センター若しくは福祉ホームの設置に對して、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は該職員に提示を求めるものとし、報告の微収等)。

3 第二項の障害福祉サービス事業を行つて、その運営に密接に関連するものとして主務省令で定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を定めるものとする。

2 第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。
 (事業の停止等)

第八十二条 都道府県知事は、障害福祉サービス事業（一般相談支援事業、特定相談支援事業及び移動支援事業を行う者若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求めるものとし、報告の微収等)。

2 第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。
 (事業の停止等)

2 都道府県は、障害者支援施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

1 障害者支援施設に係る居室の床面積

2 障害者支援施設に係る利用定員

3 障害者支援施設については、第一項の基準を社会福祉法第六十五条第一項の基準とみなして、同法第六十二条第四項、第六十五条第三項及び第七十一條の規定を適用する。
 (報告の微収等)

第八十五条 都道府県知事は、市町村が設置した障害者支援施設の運営を適切にさせるため、必要なと認めるときは、当該施設の長に対し、必要と認める事項の報告若しくは帳簿書類(報告の微収等)

2 第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。
 (事業の停止等)

第八十六条 都道府県知事は、市町村が設置した障害者支援施設について、その設備又は運営が第八十四条第一項の基準に適合しなくなつたと認め、又は法令の規定に違反すると認めるときは、その事業の停止又は廃止を命ずることができる。

2 都道府県は、障害者支援施設を設置することができる。

3 市町村は、あらかじめ主務省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、障害者支援施設を設置することができる。

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の定めるところにより、障害者支援施設を設置することができる。

5 前各項に定めるもののほか、障害者支援施設の設置、廃止又は休止に關し必要な事項は、政令で定める。

第八十七条 主務大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援の基本指針

関係者に対し質問させ、若しくはその事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

2 第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。
 (事業の停止等)

第八十四条 都道府県は、障害者支援施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については、主務省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については主務省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参考するものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関する基本的事項

2 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

3 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

4 基本指針は、児童福祉法第三十三条の十九第

一項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

3 基本指針は、児童福祉法第三十三条の十九第

一項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

4 基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 主務大臣は、障害者等の生活の実態、障害者等を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。

6 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する目標に関する事項

2 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

六 障害者デイサービス（附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービス及び附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法第四条第三項に規定する知的障害者デイサービスをいう。以下同じ。）施行日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、外出介護及び障害者デイサービスを障害福祉サービスと、外出介護又は障害者デイサービスを行う事業を障害福祉サービス事業とそれぞれみなして、この法律の規定を適用する。

に規定する知的障害者居宅介護（行動援護に該当するものに限る。）に係る同法第十五条件の五第一項の指定を受けている者は、施行日に、行動援護に係る第二十九条第一項の指定を受けたものとみなす。

施行日において現に附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第六条の二第三項に規定する児童デイサービスに係る同法第二十一条の第十第一項の指定を受けている者は、施行日以後に、児童デイサービスに係る第二十九条第一項の指定を受けたものとみなす。

施行日において現に附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第六条の二第四項に規定する児童前立腺肥大症の指定を受けたものとみなす。

項に規定する児童居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）に係る同法第二十一条の十等一項の指定を受けている者、附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第二項に規定する身体障害者居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）に係る同法第七条の四第一項の指定を受けている者及び附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）に係る同法第十五条の五第一項の指定を受けている者並びに附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十五

の規定による育成医療の給付又は育成医療に要する費用の支給を受けている障害児の保護者等第三十九条第一項の規定による更生医療の給付又は更生医療に要する費用の支給を受けている障害者並びに附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二条第一項の規定による医療に必要な費用の負担を受けている障害者及び障害の保護者については、厚生労働省令で定めるところにより、施行日に、第五十二条第一項の規定による支給認定を受けたものとみなす。

(介護保険料率等の割り引ける額(追加算入額))

第九条 施行日から政令で定める日までの間は、第二十九条第三項中「の百分の九十に相当する額」とあるのは、「から当該費用の額の百分の十に相当する額として厚生労働省令で定めることにより算定した額を控除して得た額」とす

。改正前の児童福祉法第六条の二第四項における指定する児童短期入所に係る同法第二十二条の第一項の指定を受けている者、附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第四項に規定する身体障害者短期入所に係る同法第十七条の四第一項の指定を受けている者及び附則第五十二条の規定による改正前の知

2 本件及び料金障害者等に関する治道第十二条の三の二(第二項に規定する精神障害者居宅介護等事業(外出介護に該当するものに限る)を行つてゐる者であつて厚生労働省令で定められたものは、施行日に、外出介護に係る第二十九条第一項の指定を受けたものとみなす。

規定による改正前の身体障害者福祉法第十九条の二第一項の指定を受けている医療機関及び同一規則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二条第二項の医療を担当するものとして厚生労働省令で定める基準に該当する医療機関は、施行日第五十四条第二項の指定があつたものとみなす。

第十一条 施行日において現に附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護（行動援護及び外出介護に該当するものを除く。）に係る同法第二十一条の十第一項の指定を受けている者、附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第二項に規定する身体障害者居宅介護（外出介護に該当するものを除く。）に係る同法第七十七条の第四第一項の指定を受けている者

的障害者福祉法第四条第四項に規定する知的障害者短期入所に係る同法第十五条の五第一項の指定を受けている者並びに附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉法第五十条の三の二第三項に規定する精神障害者短期入所事業を行つてゐる者であつて厚生労働省令で定めるものは、施行日に於ける精神障害者短期入所に係る第一十九条第一項の指定を受けたものとみなす。

による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第二項に規定する身体障害者デイサービスに係る同法第十七条の四第一項の指定を受けている者は、附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法第四条第三項に規定する知的障害者デイサービスに係る同法第十五条の五第一項の指定を受けたものとみなす。

す。
2 前項の規定により第五十四条第二項の指定がなされたものとみなされた医療機関に係る同項の指定は、当該医療機関が、施行日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に第九条第一項の申請をしないときは、第六十一条第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によって、その効力を失う。
(障害福祉サービス事業の届出に関する経過性)
置

者及び附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護（行動援護及び外出介護に該当するものを除く。）に係る同法第十五条の第五第一項の指定を受けている者並びに附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の三の二第二項に規定する精神障害者居宅介護等事業（外出介護に該当するものを除く。）を行つて居る者であつて厚生労働省令で定めるものは、施行日に、居宅介護に係る第二十九条第一項の指定を受けたものとみなす。

による改正前の知的障害者福祉法第四条第五項に規定する知的障害者地域生活援助に係る同法第十五条の五第一項の指定を受けている者及び附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の三の二第四項に規定する精神障害者地域生活援助助業を行つてゐる者であつて厚生労働省令で定めるものは、施行日に、共同生活援助に係る第二十九条第一項の指定を受けたものとみなす。
前各項の規定により第二十九条第一項の指定を受けたものとみなされた者に係る同項の指定は、当該者が、施行日から一年以内であつて厚

（介護給付費及び訓練等給付費の支払委託に関する経過措置）

第十二条 施行日から平成十九年九月三十日までの間は、第二十九条第八項中「国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）」とあるのは「国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）その他當利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるもの」と、第三十二

2 施行日において現に附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護（行動援護に該当するものに限る。）に係る同法第二十一条の十第一項の指定を受けている者及び附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法第四条第二項

生労働省令で定める期間内に第三十六条第一項の申請をしないときは、第四十一条第一項の規定にかかるわらず、当該期間の経過によつて、その効力を失う。

第六項中「連合会」とあるのは「連合会その他の當利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるもの」とする。
(自立支援医療に関する経過措置)

の規定による届出をしているものは、施行日から附則第一条第一号に掲げられた規定の施行の日の前日までの間は、第八十二条第一項の規定による届出をしないものとみなす。
(事業の停止等に関する経過措置)

中「身体障害者福祉法第十八条の二」、「知的障害者福祉法第二十一条若しくは児童福祉法第二十二条の七」とあるのは、「身体障害者福祉法第十八条の二」、「知的障害者福祉法第二十一条の二十五の四若しくは児童福祉法第二十二条の二十五の二」とする。

(費用負担に関する経過措置)

第十七条 施行日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前までの間は、第九十四条第一項第二号中「費用」とあるのは、「費用(社会福祉法に定める福祉に関する事務所を設置しない町村が支弁するものに限る。)」とする。

(特定施設入所障害者に関する経過措置)

第十八条 附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設(附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。)は、障害者支援施設とみなして、第十九条第三項及び第四項の規定を適用する。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後、当分の間、第十九条第三項中「第十八条第二項」とあるのは、「第十八条」と、「第十六条第二項」とあるのは、「第十五条」の四若しくは第十六条第一項の規定により入所措置」とあるのは、「第十五条の四若しくは第十六条第一項」と、「又は第五十五条第一項の規定により入所措置」とあるのは、「第十五条第一項」と、「若しくは第五条第一項」と、「定める施設に入所して」とあるのは、「一定の施設に入所し、又は共同生活援助を行う住居に入居して」と、「救護施設」とあるのは、「共同生活援助を行う住居・救護施設」と、「第十八条第二項」とあるのは、「第十五条の四若しくは第十六条第一項の規定により入所措置」とあるのは、「第十五条の四若しくは第十六条第一項の規定により入所若しくは入居の措置」と、「入所した」とあるのは、「入所若しくは入居をした」とする。

(支給決定障害者等に関する経過措置)

第十九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十七条の十一第二項の規定により施設訓練等支援費の支給の決定を受けている障害者及び同法第十七条の三十二

(旧法施設支援に関する経過措置)

よる改正前の知的障害者福祉法第十五条の十二
第一項の指定を受けているもの（以下この条及び次条第一項において「旧法指定施設」といいう。）については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定による改正前の身体障害者福祉法第五条第二項に規定する身体障害者施設支援又は附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第五条第二項に規定する知的障害者施設支援に相当するサービス（以下「旧法施設支援」という。）を受ける障害福祉サービスとみなし、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日に、当該障害福祉サービスに係る第二十九条第一項の指定があつたものとみなされた旧法指定施設（第五十条第三項に

（旧法施設支援に関する経過措置）

第二十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日前までの間は、市町村は、支給決定障害者等が支給決定の有効期間内において、前条の規定により第二十九条第一項の指定があつたものとみなされた旧法指定施設（第五十条第三項に

第二十二条 附則第一條第二号に掲げる
行の日において現に特定旧法指定施設で
ている附則第三十五条の規定による
体障害者福祉法第十七条の十一(第二五五)
よる支給の決定又は附則第五十二条
る改正前の知的障害者福祉法第十五各
二項の規定による支給の決定(以下「
いて「旧法施設支給決定」という。)
附則第三十五条の規定による改正前
者福祉法第十七条の十第一項の施設支
費又は附則第五十二条の規定による
的障害者福祉法第十五条の十一(第一一〇)
練等支援費を受けていた者(以下この
て「特定旧法受給者」という。)は、

支給決定を行った市町村は、当該特定旧法受給者を第十九条第一項の規定による支給決定を受けた障害者とみなして、当該特定旧法受給者が当該特定旧法指定施設（当該一以上の他の特定旧法指定施設又は指定障害者支援施設等に入所した特定旧法受給者にあっては、当該一以上の他の特定旧法指定施設又は指定障害者支援施設等）から指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定旧法受給者に対するところにより、当該特定旧法受給者に対し、当該指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。ただし、当該特定旧法受給者が同項の規定による支給決定を受けたときは、この限りでない。

前項の規定により特定旧法受給者に対して支給される介護給付費又は訓練等給付費の額は、第二十九条第三項の規定にかかわらず、一月に

第四項の規定により同条第一項に規定する国立施設に入所している障害者並びに附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五条の十二第二項の規定により施設訓練等支援費の支給の決定を受けている障害者については、厚生労働省令で定めるところにより、同様に、第十九条第一項の規定による支給決定を受けたものとみなす。ただし、当該障害者が同項の規定による支給決定を受けたときは、この限りでない。

おいて準用する同条第一項の規定により当該指定を取消されたものを除く。次条において「特定旧法指定施設」という。から、旧法施設支援（以下この条及び次条において「指定旧法施設支援」という。）を受けたときは、政令で定めることにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定旧法施設支援（厚生労働省令で定める量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費を支給する。

2 前項の規定により支給する介護給付費の額は、第二十九条第三項の規定にかかわらず、二月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げ

特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはのぞみの園のそれぞれの所在する場所に順次居住地を有するに至った特定旧法受給者にあっては、当該一以上の他の特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはのぞみの園に継続して入所している間を含む)は、第十九条第二項及び第三項の規定にかかるらず、当該旧法施設設立給決定を行つた市町村が支給決定を行うものと

つき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等について、第二十九条第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内において、厚生労働大臣が別に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を合計した額

二 当該特定旧法受給者の家計の負担能力その他事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

特定旧法受給者（支給決定障害者等であるものを除く。）は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限り、第二十九条第二項、第四項及び第五項、第三十一条並びに第七十六条の二第一項の規定の適用については支給決定障害者等と、第三十四条第一項の規定の適用については支給決定を受けた障害者とみなす。

（障害者支援施設等に関する経過措置）

第二十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に障害者支援施設を設置している市町村について第八十三条第三項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に」ととする。

二 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日ににおいて現に附則第三十五条の規定による改正前後の身体障害者福祉法第二十七条第三項又は社会福利法第六十二条第一項の規定による届出をしている附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム又は附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の規定による改正前の知的障害者福祉ホーム（以下この項において「身体障害者福祉ホーム等」と総称する。）の設置者は、同日に第七十九条第二項の規定による届出をしたものとみなし、当該身体障害者福祉ホーム等を福祉ホームとみなす。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日に
おいて現に附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第三十四条の三第一項、附則第三十五条の規定による改正前の児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十八条の規定による届出をして附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十八条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条に規定する知的障害者相談支援事業（以下この項において「障害児相談支援事業等」と総称する。）を行っている者は、同日に、第七十九条第二項の規定による届出をしたものとみなし、当該障害児相談支援事業等を相談支援事業とみなす。

（施行前の準備）

第二十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百二十二条において同じ。）を施行するために必要な条例の制定又は改正、第十九条から第二十二条までの規定による支給決定の手続、第三十六条（第四十条において準用する場合を含む。）及び第三十八条の規定による第二十九条第一項の指定の手續、第五十九条の規定による第五十四条第二項の指定の手續、第七十九条第二項の届出、第八十八条の規定による市町村障害福祉計画の策定の準備、第八十九条の規定による都道府県障害福祉計画の策定の準備その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。
(罰則の適用に関する経過措置)

第二百一十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八
(施行期日) 抄

（罰則に関する経過措置）

第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれの規定については、当該各規定。（以下同じ。）の施行前にした行為（この附則の規定によりお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなほその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（処分、手続等に関する経過措置）

第一百三十三条 この法律の施行前に改正前のそれの法律（これに基づく命令を含む。以下これを含む。）の条において同じ。の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれの法律の規定に相当の規定があるものは、改正後の附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれの法律中の相当の規定により手續がされていないものとみなして、改正後のそれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百三十四条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八四号）抄

（施行期日）

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした

行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則（平成一八年六月二三日法律第九四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第二条中障害者自立支援法 目次の改正規定（「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める部分に限る。第三号において同じ。）、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一 条を加える改正規定、同法第四十二条第一項 の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定（「、その有する能力及び適性に応じ」を削る部分に限る。第三号において同じ。）並びに同法第七十七条第三項及び第十八条第二項の改正規定、第四条中児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定並びに第十条の規定並びに次条並びに附則第三十七条及び第三十九条の規定 公布の日

二 略

三 第二条の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一條を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第十八条第二項の改正規定を除く。）、第四条の規定（児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。）及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二十一条まで、第三十五条（第一号に係る部分に限る。）、第四十条、第四十二条、第四十三条

第二条 (検討) 政府は、障害保健福祉施策を見直すに当条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十七条の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

たつて、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(指定知的障害児施設等に入所又は入院をしていた者に対する配慮等)

第三条 政府は、この法律の施行の日（以下「施行日」といふ。）前二日を基準日とし、(付則第ニ項)に定めるところにより、

第四条 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第三十条第一項第一号の規定による指定障害福祉サービス等又は同項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスに係る同項及び旧自立支援法第三十一条の規定による特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給については、なお従前の例による。

第七条 新自立支援法第四十六条第二項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、若しくは休止する障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は同法第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者について適用し、同日前にその事業を廃止し、若しくは休止した同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービ
ス事業者又は司法第三十二条第一項に規定する

申請者と密接な関係を有する者が附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に旧自立支援法第五十条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定により指定を取り消され、又は同日前に発生した事実を理由として同日後に新自立支援法第五十条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定により指定を取り消され、これらの取消しの日から起算して五年を経過しない法人である場合については、適用しない。

第六条 第二条の規定による改正後の障害者自立支援法（以下この条及び次条において「新自立支援法」という。）第三十六条第三項第七号（新自立支援法第三十七条第二項、第三十八条第三項（新自立支援法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十二条（新自立支援法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十三条（新自立支援法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、同号に規定する

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第三十六条第一項（旧自立支援法第四十条において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項、第三十八条第一項又は第三十九条第一項の指定又は指定の変更の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、指定又は指定の変更がなされていないものについてのこれらの処分については、なお前述の例による。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第三十三条第一項に規定する障害福祉サービス及び介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものに係る旧自立支援法第三十三条第一項の規定による高額障害福祉サービズ費の支給については、なお従前の例による。

指定相談支援事業者については、なお従前の例による。

支援法第十九条第三項に規定する特定施設に入所又は入居をすることにより、当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同条第四項の障害者等について適用する。

第二十一条 新自立支援法第二十二条及び第二十三条(これらの規定を新自立支援法第二十四条第三項において準用する場合を含む。)次項において

同じ。)の規定は、施行日以後に行われた新自立支援法第二十条第一項又は第二十四条第一項

の申請について適用し、施行日前に行われた第三条の規定による改正前の障害者自立支援法

(以下「自立支援法」という) 第二十三条第一項又は第二十四条第一項の申請については、な
お前述の例による。

2 新自立支援法第二十条及び第二十二条の規定

法第十九条第一項に規定する支給決定の効力を有する期間は、なお従前の例による。

する指定相談支援事業者等の役員若しくは同條第三項の厚生労働省令で定める者はこれらの職につき者に係る同條第四項の規定による当

該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後

も、なお従前の例による。

十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等（次項において「指定障害福祉サービス等」

という〉であつて、旧自立支援法第五条第八項に規定する児童デイサービスに係るものについての旧自立支援法第二十九条第一項及び第三

十一の規定による介護給付費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた旧自立支援法第三十条第一項第一号の規定による指定障害福祉サービス

等又は同項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスであつて、旧自立支援法第五条第八項

に規定する児童テイサーヒスに係るものについての旧自立支援法第三十条第一項及び第三十二条の規定による特例介護給付費の支給について

3 は、なお従前の例による。

第一項に規定する指定相談支援に係る同項の規定によるサービス利用計画作成費の支給について

では、なお従前の例による。

規定に限る。) 及び第五十条から第五十二条までの規定
検討 公布の日

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途と

して、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二三年八月五日法律第九〇号抄）

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（同条の表第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第八条第二項及び第九条（内閣府設置法（平成十一年法律八十九号）第三十七条第二項の表の改正規定に係る部分に限る。）の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

第五条 次の表の第一欄に掲げる場合において
(調整規定)

は、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

一 障がい者制度改革推進本部等に附
るける検討を踏まえて障害保建福祉則
第六第七 同条同条

策を見直すまでの間において障害第 三	項	第七
者等の地域生活を支援するための関 同條	同條	第六

十二年法律第七十一号) 附則第一条
係法律の整備に関する法律(平成二条
項 第五
項 第六

第三号に掲げる規定の施行の日（以下この表において「第一施行日」と

いう。)がこの法律の施行の日前である場合(次号に掲げる場合を除く。)

（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八
九条の二）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防火街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八条）の項の改正規定に限る。）、第七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条（第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第一十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三条及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第二十二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第二百三十三条（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第二百七条、第二百八条、第二百十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第二百六十六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第二百八十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第二百二十一条

、第百七十四条、第百七十七条、第百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第百八十七条（鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十七条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条、第八十条第一項及び第三项、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百七十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

から起算して一年を超えない期間内において、第五十四条の規定による改正後の障害者自立支援法（以下この条及び附則第二百二十三条第二項において「新障害者自立支援法」という）第三十六条第三項第一号（新障害者自立支援法第三十六条第四項（新障害者自立支援法第三十七条第二項及び第三十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、新障害者自立支援法第三十六条第四項（新障害者自立支援法第三十七条第二項及び第三十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。）（罰則に関する経過措置）

第八十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第八十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第二百一十三条

政府は、新児童福祉法第二十一条の五の十五（新児童福祉法第二十四条の九において準用する場合を含む。）、新医療法第七条の二、第十八条及び第二十一条、新生活保護法第三十九条、新社会福祉法第六十五条並びに新障害者自立支援法第三十六条（新障害者自立支援法第三十八条において準用する場合を含む。）の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二三年一二月一四日法律第二百一十三条抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定

（機詩）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。（政令への委任）

第三条

よる改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「平成二十六年改正後障害者総合支援法」という。）第四条第四項に規定する障害支援区分をいう。次条第一項において同じ。の認定が知的障害者福祉法にいう知的障害者及び精神障害者（平成二十六年改正後障害者総合支援法第四条第一項に規定する精神障害者をいう。）の特性に応じて適切に行われるよう、同条第四項に規定する厚生労働省令で定める区分の制定に当たつての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。

二
（以下）

五十一条の二十一第一項において準用する場合(日を含む)又は第五十二条の二十第一項(旧自立支援法第五十二条の二十一第一項において準用する場合を含む)の指定、指定の変更又は指定の更新の申請であつて、この法律の施行の際、指定、指定の変更又は指定の更新がなされないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)において現に第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律活

附 則（平成二四年六月二七日法律第五
一號）抄

2 政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講

時介護をする障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二三年一二月一四日法律第二二二号）抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

改正後障害者総合支援法第二十条第一項又は第二十四条第一項の申請について適用し、一部施行日前に行われた平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十二条第一項及び第二十四条の規定にかかるわらず、一部施行日前に行われた平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する支給決定の効力を有する期間は、なお従前の例による。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に平成二十六年改正前障害者総合支援法第五条第十項に規定する共同生活援助に係る平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十九条第一項の指定を受けている者は、一部施行日に平成二十六年改正前障害者総合支援法第五条第十五項に規定する共同生活援助に係る平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十九条第一項の指定を受けたものとみなす。この場合において、当該指定を受けたものとみなされた者に係る平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十九条第一項の指定に係る平成二十六年改正前障害者総合支援法第四十一条第二項に規定する指定の有効期間は、同号に掲げる規定の施行の際現にその者が受けている平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十九条第一項の指定に係る平成二十六年改正前障害者総合支援法第五条第十項に規定する共同生活介護に係るものについて、平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十九条第一項及び第三十一条の規定による特例介護給付費の支給については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十一条 附則第四条から前条まで、第十六条及び
第二十五条に規定するもののほか、この法律の
施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成二六年六月四日法律第五一
(施行期日) 拝
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から
施行する。
(処分、申請等に関する経過措置)
第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定
について、当該各規定(以下この条及び次条
において同じ。)の施行前にこの法律による改
正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可
等の処分その他の行為(以下この項において
「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行
の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法
律の規定によりされている許可等の申請その他
の行為(以下この項において「申請等の行為」と
いう。)で、この法律の施行の日においてこ
れらの行為に係る行政事務を行うべき者が異な
ることとなるものは、附則第二条から前条まで
の規定又はこの法律による改正後のそれぞれの
法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置
に関する規定に定めるものを除き、この法律の
施行の日以後におけるこの法律による改正後の
それぞれの法律の適用については、この法律によ
る改正後のそれぞれの法律の相当規定により
された処分等の行為又は申請等の行為とみな
す。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の
それぞれの法律の規定により国又は地方公共團
体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続
をしなければならない事項で、この法律の施行
の日前にその手続がされていないものについては、
は、この法律及びこれに基づく政令に別段の定
めがあるもののほか、これを、この法律による
改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又
は地方公共團体の相当の機関に対し報告、届出
、提出その他の手續をしなければならない事
項についてその手續がされていないものとみな
して、この法律による改正後のそれぞれの法律
の規定を適用する。
(罰則に関する経過措置)
第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第九条 附則第二条から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
のほか、この法律による改正後のそれぞれの法律
の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二十六年六月一三日法律第六号)
九号抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政府の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の处分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十一条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則 (平成二六年六月二十五日法律第八
三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書第十八条、第二十条第一項ただし書第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定
二 略
三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五项、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五项、第三十二条第四项、第四十二条の二、第四十二条の三第二项、第五十三条、第五十四条第三项、第五十四条の二、第五十四条の三第二项、第五十八条第一项、第六十八条第五项、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二项、第六十九条の三十九第二项、第七十八条の二、第七十八条の十四第一项、第一百十五条の十二、第一百十五条の二十二第一项及び第一百十五条の四十五の改正規定、同法第一百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百十五条の四十六及び第一百五十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百十五条の四十八を同法第一百十五条の四十九とし、同法第一百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百七十七条、第一百八十八条、第一百二十二条の二、第一百二十三条规定、同法第一百二十四条第三项の改正規定、同法第一百二十四条の次に一条を加える改正規定、同法第一百二十六条第一项、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百四十二条の二、第一百四十八条及び同条第一项、第一百四十八条第二项、第一百五十二条及び第一百五十三条並びに第一百七十六

条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第七百七十九条から第一百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三條及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四项、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）、附則第五十五条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（同条第十四項）を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。」並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定

一日 平成二十七年四月

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為による。（政令への委任）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
附 則（平成二八年六月三日法律第六五号）抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二九年六月三日法律第六五号）抄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条中児童福祉法第五十六条第一項の次に一項を加える改正規定並びに附則第十条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるものとす。

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等（次項において「指定障害福祉サービス等」という。）に係る同条第一項の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給については、なお従前の例による。

第四条 第一条の規定による改正後の障害者総合支援法（以下「新障害者総合支援法」という。）の規定は、施行日以後に新障害者総合支援法第五条第二十五項に規定する補装具の購入、借受け又は同項第二号に規定する基準該当障害福

祉サービスに係る同項の規定による特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二九年四月二六日法律第二五号）抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二九年六月二日法律第四五号）抄

第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三条の二第一項にたゞし書を加える改正規定に限る。及び第十条の規定並びに附則第六条から第八条まで、第十三条及び第十四条の規定

（施行期日）
附 則（平成二九年六月二日法律第四五号）抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二九年六月二日法律第五二号）抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条から第十七条まで、第二十九条、第二十七条、第十六条の規定

（そのそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に修理をした者に対する旧障害者総合支援法第七十六条の二第一項に規定する高額障害福祉サービス等の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日における行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当地域相談支援又は指定計画相談支援（以下この条において「情報公表対象サービス等」という。）の提供を開始しようとするとき、その他主務省令」とあるのは、「主務省令」と、「情報公表対象サービス等の内容」とあるのは、「指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下「情報公表対象サービス等」という。）の内容」とする。（政令への委任）

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

（そのそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）で、この法律の施行の際に修理をした者に対する旧障害者総合支援法第七十六条の二第一項に規定する高額障害福祉サービス等の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）又はこの法律の施行の日における行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当地域相談支援又は指定計画相談支援（以下この条において「情報公表対象サービス等」という。）の提供を開始しようとするとき、その他主務省令」とあるのは、「主務省令」と、「情報公表対象サービス等の内容」とあるのは、「指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下「情報公表対象サービス等」という。）の内容」とする。（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされ得ないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。（政令への委任）

第十二条 この附則第二条から前条までの規定のほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

第十三条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第三条の二第一項にたゞし書を加える改正規定に限る。及び第十条の規定並びに附則第六条から第八条まで、第十三条及び第十四条の規定

の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定 公布の日

二 第一条の規定 第四条中児童福祉法第二十一条の五の七第一項、第三十二条の十八第一項、第三十三条の二十第五項及び第三十三条の二十二の改正規定並びに第三十三条の二十三の次に二条を加える改正規定、第七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条中障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第五条、第十条、第二十二条、第四十五条の三第二項、第三项及び第七項並びに第七十四条の三第四項の改正規定、第十三条中身体障害者福祉法第九条第二項から第四項までの改正規定並びに第十四条中知的障害者福祉法第九条第二項から第四項までの改正規定並びに附則第四条、第十条、第十一条、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第三十六条及び第三十七条の規定 令和五年四月一日

三 略

四 第三条の規定、第六条の規定、第八条中精神保健福祉法第四条第一項の改正規定、第十一条の規定、第十三条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）、第十四条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）及び第十五条中精神保健福祉法第二条の改正規定（第五条第十八条項」を「第五条第十九項」に改める部分に限る。）並びに附則第六条、第二十七条、第二十八条、第三十一条から第三十四条まで、第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

法律（以下「第二号改正後障害者総合支援法」という。）附則第十八条第二項の規定により読み替えられた第二号改正後障害者総合支援法（「総合支援法」という。）第二十四条第三項、第五十一条の五第二項、第五十二条の九第三項、第五十五条第二項、第五十六条第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。以下この条において「読替え後の新第十九条第三項」、「新規」という。）の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に読替え後の新第十九条第三項に規定する特定施設（以下この条において「新特定施設」という。）に入所又は入居をすることにより、当該新特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる読替え後の新第九条第三項に規定する特定施設に入所等障害者について適用する。

第二号改正後障害者総合支援法附則第十八条第二項の規定により読み替えられた第二号改正後障害者総合支援法第十九条第四項（障害者総合支援法第二十四条第三項、第五十一条の五第二項、第五十二条の九第三項、第五十五条第二項、第五十六条第三項及び第七十六条第四項における準用する場合並びに第二号改正後障害者総合支援法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において「読替え後の新第十九条第四項」という。）の規定は、第二号施行日以後に繼續して新特定施設に入所又は入居をすることにより、当該新特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる読替え後の新第十九条第四項の障害者等について適用する。

第二号施行日から令和六年三月三十一日までの間ににおける読替え後の新第十九条第三項及び読替え後の新第十九条第四項の規定の適用については、読替え後の新第十九条第三項中「介護保険施設」とあるのは「介護保険施設」という。）若しくは介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）と、「介護保険特定施設若しくは介護保

「訓練等給付費等の支給に関する経過措置」
「保險施設」とあるのは、「介護保険特定施設、介護施設」
「養型医療施設」と、「若しくは介護保険施設」
とあるのは、「介護保険施設及び介護保険施設」
とあるのは、「介護保険施設若しくは介護療養型医療施設」とする。
第五条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等（次項において「指定障害福祉サービス等」という。）に係る同条第一項の規定による訓練等給付費の支給については、なお従前の例による。
（施行前の準備）
第二十三条 第四号改正後障害者総合支援法第五条第十三項の規定を施行するために必要な条例の制定又は改正、同項に規定する就労選択支援等による障害者総合支援法第二十九条第一項の指定障害福祉事業者の指定の手続、第九条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の障害者雇用促進法（附則第三十七条において「第二号改正後障害者雇用促進法」という。）第四十五条の三第一項の認定（同条第二項に規定する特定有限責任事業組合に係るものに限る。）の手続その他の行為は、この法律（附則第一条第二号から第四号までに掲げる規定については、当該各規定の施行前においても行うことができる。
（政令への委任）
第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。